

法律科目試験問題（行政法） 配点 50 点

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】

道路運送法（以下「法」という。）88条2項に基づき、国土交通大臣から法40条の処分を行う権限の委任を受けていたA地方運輸局長は、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（以下「本件基準」という。）を定めて公にしていた。本件基準においては、法令違反行為の種類や数などに応じて、法40条の処分の内容が詳細に定められていた。

株式会社Xはタクシー事業を営んでいるが、それは法にいう旅客自動車運送事業のなかでも一般旅客自動車運送事業に含まれるものである。A地方運輸局の職員による巡回監査の結果、旅客自動車運送事業運輸規則が定める乗務等の記録義務をXが全く怠っていたことが判明した。このXによる法令違反行為は、本件基準によれば、法40条の処分のうちで事業用自動車使用停止処分に相当するものであった。そのため、A地方運輸局長は、行政手続法による弁明の機会の付与手続を実施することにした。ところが、行政手続法30条による弁明の機会の付与の通知が行われた後で、Xがさらに別の法令違反行為を多数行っていたことが明らかになった。Xが行った法令違反行為を全て合わせると、本件基準では、法40条の処分のうちで事業停止命令に相当するものであった。そこでA地方運輸局長は、上記の弁明の機会の付与手続を終えてから、「貴社の法令違反行為はいずれも道路運送法40条1号に該当するため。」との理由を付して、Xに事業停止命令（以下「本件命令」という。）を下した。それに対して、Xは本件命令の取消訴訟（以下「本件訴訟」という。）を適法に提起した。

【設問】

本件訴訟において、Xは本件命令の手続の瑕疵に関してどのような主張をすれば、本件命令が違法と認められるだろうか。複数の可能性を挙げて論じなさい。

なお、法の抜粋を資料として掲げるので、適宜参照しなさい。

【資料】

道路運送法（昭和26年法律第183号）（抜粋）

（許可の取消し等）

第40条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、

6月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- 二 正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。
- 三 第7条第1号、第3号又は第4号に該当することとなつたとき。

(聴聞の特例)

第 90 条 地方運輸局長がその権限に属する旅客自動車運送事業若しくは自家用有償旅客運送の業務の停止の命令をしようとするとき、又は都道府県知事若しくは市町村長がその権限に属する自家用有償旅客運送の業務の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項 の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2・3 （略）